

別添

鳥取情報ハイウェイ監視サーバ等機器賃貸借業務

仕 様 書

令和 7 年 6 月

鳥取県

1 業務概要

(1) 業務名

鳥取情報ハイウェイ監視サーバ等機器賃貸借業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務概要

鳥取情報ハイウェイ監視サーバ及び関連機器（以下「監視サーバ等」という。）の更新を行う。更新にあたって、新規に監視サーバ等を賃貸借することとし、関連ソフトウェアを含む賃貸借物品（以下「物品」という。）の搬入及び賃貸借期間終了後の撤去を含む。ただし、ソフトウェアまたはそのライセンスについては、割賦購入とする。

(3) 物品の納入期限

令和7年8月29日

(4) 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）とする。

(5) 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁内（議会棟別館一階）

2 調達の範囲

(1) 別紙賃貸借物品要件で示す物品を納入すること。納入に当たっては、発注者の指定する場所への搬入を行うこと。

(2) 賃貸借期間が満了したときは、速やかに記録媒体内の情報を消去又は記録媒体を破壊し撤去を行うこと。

なお、物品の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」（以下「データ消去手順書」という。）に定めるところによる。

(3) 本業務に係るソフトウェアの使用権は発注者に帰属するものとし、ソフトウェアのライセンス登録先は「鳥取県」とすること。ただし、担当所属名まで登録が必要な場合は、「鳥取県デジタル基盤整備課」とすること。

(4) 導入作業等

物品の設置及び設定は、発注者が別途調達する鳥取情報ハイウェイ管理運用業務の受注者（以下「管理運用業者」という。）が行うので、受注者は、物品の搬入後に不具合等、正常に機器が動作しない場合等があった場合には、発注者及び管理運用業者と協力し、原因究明等に協力すること。

(5) 保守

物品の保守について、次のとおりとする。

ア 賃貸借期間中は物品の保守を行うこととし、対応時間及び内容は、別紙の2に記載のとおり。

イ 物品の障害に対し連絡がとれる保守体制にすること。

ウ 物品の修理を行う際、作業場所は発注者の管理区域内に限る。やむを得ず区域外で修理を行う場合は、事前に発注者の管理区域内において記録媒体内の情報をデータ消去手順書に従い消去すること。

エ 物品の故障等により修理する場合は、代替機により対応すること。

オ 物品の故障等により、記録媒体の初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、可能な限り故障前の状態に復元すること。故障前の状態への復元が困難場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストールと当初の設定）に設定すること。その場合においても、可能な限りユーザーデータを復元すること。

カ 修理不能となった記録媒体はデータ消去手順書に従い破壊するものとする。

キ 故障等の理由により物品の交換が必要となった場合で、製造中止等の理由により同じ物品が納入できない場合は、交換前の物品と同等以上の性能を有する新品の物品を納入すること。ただし、事前に納入しようとする物品について発注者の承認を受けなければならない。

ク 本業務において、受注者は、賃貸借期間中の物品に係る販売元からのサポート及びアップグ

レードを受けるために必要な契約（保守ライセンス契約等）の費用を含むこと。

ケ 受注者は、発注者がシステムを常に安全かつ完全に使用できるよう本仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担するものとする。

コ 物品の納入完了後、システムとして著しくパフォーマンスが低下している状況であれば、発注者及び管理運用業者と協議の上、原因探索と改善に協力すること。

サ 運用を開始した物品を発注者の事情により移設が必要となる場合は、受注者は発注者からの移設の協議に応じ、物品の移設に協力すること。

3 賃貸借期間終了時の物品の取扱い

(1) 物品は、賃貸借期間満了又は本業務に係る契約が解除されたとき、受注者の負担により速やかに撤去すること。

(2) 物品の撤去の際は、物品で使用されていた記録媒体（USBメモリ、SDカード、HDD及びSSD等）をデータ消去手順書に定めるところにより取り扱うこと。その費用は本業務に含めること。

4 提出図書

次の図書を物品の納入時に紙媒体で発注者に提出すること。電子ファイルで提出が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、Powerpointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

(1) 完成図書 2部

※主要機器一覧（ソフトウェアを含む）及び納品写真を含む

(2) 保証書及び新品証明書 各1部

(3) 保守連絡体制図 2部

(4) その他発注者が必要と認める資料 1部

5 特記事項

(1) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 納入の確認及び引渡し

- ア 受注者は、物品を全て1(5)の納入場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- イ 発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、アの通知を受けた日から10日以内に仕様書に定めるところにより、物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- ウ 発注者は、イの確認完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。
- エ 受注者は、物品がイの確認に合格しないときは、直ちに物品の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(3) 納入費用等の負担

- ア 本業務の契約に基づく物品の納入及び撤去その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。
- イ アの場合において、受注者が撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者の代わりに撤去し、その費用を受注者に請求する。

(4) 物品の保守

- ア 受注者は、発注者が物品を常に安全かつ完全に使用できるよう2(5)に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。
- イ 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施する。

(5) 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該物品が本業務に係る契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(6) 賃貸借料の支払等

- ア 受注者は、当月分の料金を翌月に発注者に請求し、発注者は、正当な請求を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。
- イ 発注者が、正当な理由なくアの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 所有権の表示

物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、物品に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(8) 物品の原状変更及び附合物

発注者は、物品の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は物品に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者に協議する。

(9) 物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、物品に損害保険を付保する。

(10) 損害賠償

- ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。
- イ アの損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(11) 任意解除

- ア 発注者は、(12)又は(13)によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除することができる。
- イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

（イ）正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

（ウ）（ア）及び（イ）の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料月額に12を乗じて得た金額（以下「賃貸借料年額」という。）の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

（ア）履行不能が明らかであるとき。

（イ）履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務に係る契約をした目的を達することができないとき。

（エ）1（3）納入期限までに受注者が物品を納入しないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（12）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として賃貸借料年額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12) ア (ア) から (ウ) 及び (13) ア (ア) から (オ) までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(12) 及び (13) による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

受注者が (13) ア (カ) に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料年額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。物品の借り受け後においても、同様とする。

(16) 履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物品を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、賃貸借料年額に対し、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額とする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(18) 物品及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは終了した場合又は (11) から (13) までにより本業務に係る契約を解除した場合、物品を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく物品を撤去しなければならない。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る契約の訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 契約外の事項

本業務に係る契約書に定めのない事項又は本業務に係る契約書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙 賃貸借物品要件

1 物品の名称及び数量

本仕様の調達数量について以下に示す。

名称	数量
監視システム用サーバ	1 台
監視端末	4 台
監視端末用モニター	4 台
警告灯	1 台
バックアップNAS	1 台
ソフトウェア	1 式

2 仕様

仕様について以下に示す。

なお、物品は全て新品であること。

(1) 監視システム用サーバ (数量：1 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	EIA 規格で 1U サイズのラックマウントサーバであること。
		DVD-RW ドライブを内蔵すること。
		電源コードは NEMA 5-15P のコネクタ形状をもつこと。
	機器性能	CPU は、Intel 社製 Xeon Gold 5416S 16-core 2GHz 相当以上であること。
		主記憶メモリは 64GB 以上搭載すること。
		補助記憶装置は、800GB 以上の SSD を 5 台搭載し、RAID5 で構成し、ホットスワップの設定もできること。また、搭載する SSD は NVMe 接続とし、DWPD (Drive Writes Per Day) が 3.0 以上であること。
		1000Base-T のポートを 6 ポート以上搭載すること。
		電源部は 2 式搭載し、電源部が 1 式故障した際も本サーバの動作が停止しないこと。また、ホットスワップに対応すること。
		冷却ファンは冗長化し、ホットスワップに対応すること。
		IPMI2.0 相当以上に準拠したサービスプロセッサを有し、専用ネットワークポート経由でアクセスし、以下の操作が行えること。
		・電源の ON/OFF 操作
		・BIOS 設定
		・コンソール画面の表示、操作
		・管理端末上の CD-ROM 等のメディアや ISO 形式のディスクイメージのリモートマウント
		IPMI2.0 相当以上に準拠したサービスプロセッサは、NIST800-147B、サーバの BIOS 保護ガイドラインに準拠していること。
		サーバに適用されているファームウェアの改ざんを OS 稼働中に検知できる機能を有すること。
		サーバの廃棄・再利用時に、NIST SP 800-88, Revision 1 に準拠した、サーバの初期化を GUI から行う機能を有すること。
		CPU、Memory、I/O 帯域を自動的に適切な設定に変更する機能を有すること。
		機器の構成に沿った数量の Microsoft Windows Server 2022 Standard または Microsoft Windows Server 2025 Standard のライ

	センスがバンドルされていること。
保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・24 時間 365 日の受付窓口を有し、ハードウェア障害が発生した場合は故障箇所特定を行い、翌営業日までにオンサイト対応を行うこと
その他	セキュリティパッチやサービスパックについては、導入時点で最新のものを適用し納品すること。

(2) 監視端末 (数量：4 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	本体寸法が幅：95mm 奥行：295mm 高さ：305mm 以内のデスクトップ型であること。ラップトップ型は不可とする。
		マウスは USB Type-A 接続の光学マウスであること。
		キーボードは USB Type-A 接続の日本語キーボードであること。
		補助記憶装置は、256GB 以上の容量をもつ SSD (M. 2) を搭載すること。
		DisplayPort 及び HDMI の接続ポートを有すること
		USB インタフェースは下記を有すること。 ・USB 2.0 Type-A ポート 4 ポート以上 ・USB 3.2 Gen 1 Type-A ポート 3 ポート以上 ・USB 3.2 Gen 1 Type-C ポート 1 ポート以上
		1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した RJ45 ポートを 1 ポート以上有すること。
		セキュリティケーブルスロットを有すること。
		内蔵スピーカを有すること。
		オーディオジャック（マイク・ヘッドホン一体型のコンボジャックも可）を有すること。
	機器性能	オペレーティングシステムは Windows 11 Pro (日本語) であること。
		CPU は Intel 社製であり、Intel Core™ i5-14500 以上の性能を有すること。
		主記憶メモリは、16GB (8GB×2 又は 16GB×1) 以上を搭載すること。
		グラフィックアクセラレータは CPU に内蔵されていること。
		Microsoft Office Home & Business 2024 (法人向けデジタル認証版) を有すること。
		グリーン購入法 (2025 年度)、ENERGY STAR の認証に適合すること。
保守仕様		・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・故障発生時は翌営業日までにオンサイト対応を行うこと
その他		セキュリティパッチやサービスパックについては、導入時点で最新のものを適用し納品すること。

(3) 監視端末用モニター (数量：4 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	画面サイズは 21 インチから 22 インチのワイド型であること。
		HDMI 及び DisplayPort の接続ポートを有すること。
		電源ケーブル及び PC 本体との接続ケーブルを有すること。
		セキュリティケーブルスロットを有すること。
		VESA マウント (100×100) 規格に対応すること。

	機器性能	最大解像度が 1,920×1,080 以上であること。
		1670 万色以上の表示に対応していること。
		ENERGY STAR の認証に適合すること。
その他	モニター4 台を取り付けできるモニタームを付帯すること。	
保守仕様	5 年間の製品保証を付帯すること。	

(4) 警告灯 (数量：1 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	機器性能	家庭用 100V コンセントから電源供給可能な AC アダプタを持つこと。
		点灯、点滅、鳴動機能を有する 3 色以上の警告灯であること。
		RSH プロトコルを利用した警告灯の操作が可能なこと。
		音量調節機能を持つこと。
		警告状態を手動で解除可能な物理ボタンを有すること。
		1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した RJ45 ポートを 1 ポート以上有すること。
保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・先出センドバック方式の保守を付与すること	

(5) バックアップNAS (数量：1 台)

区分	項目	仕様
本体仕様	筐体	EIA 規格で 1U サイズのラックマウント型であること
		電源コードは NEMA 5-15P のコネクタ形状をもつこと
		2TB 以上のディスクを 4 枚以上搭載すること。
		2.5GBase-T 及び 1000Base-T のポートをそれぞれ 1 ポート以上搭載すること。
	機器性能	RAID5 の構成が可能なこと
		以下のプロトコル利用可能なこと。 ・ iSCSI ・ NFS ・ CIFS/SMB
		機器異常が発生した際にメール等で通知する機能を持つこと。合わせて筐体全面のランプの点灯状況でも異常を把握可能なこと。
保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・先出センドバック方式の保守を付与すること ・ディスク故障時は返却不要の保守形態とすること	

(6) ソフトウェア

数量は、それぞれの区分の仕様欄のとおり

区分	項目	仕様
バックアップソフトウェアライセンス	バックアップソフトウェア	Veeam Data Platform Essentials Universal Subscription License (P-ESSVUL-0I-SU5YP-00) …1 式
	ライセンス数	10 台以上の仮想サーバのバックアップが取得可能なこと
	保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする

		・ 平日 9 時～17 時を受け付け時間とし、以下の対応を行うこと - 当該ソフトウェアに対する技術的な問い合わせに対応すること - ソフトウェア不具合に対する対応を行うこと - 脆弱性に対する対応を行うこと
ネットワーク管理システムライセンス	ネットワーク管理ソフトウェア	Alaxala AX-Network Manager 初年度 10 ライセンス：AX-P1710-01…2 式 初年度 50 ライセンス：AX-P1710-03…2 式 次年度 10 ライセンス：AX-P1710-01E1…8 式 次年度 50 ライセンス：AX-P1710-03E1…8 式
	ライセンス数	120 台以上のネットワーク機器が管理できること。
	保守仕様	・ 保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・ 平日 9 時～17 時を受け付け時間とし、以下の対応を行うこと - 当該ソフトウェアに対する技術的な問い合わせに対応すること - ソフトウェア不具合に対する対応を行うこと - 脆弱性に対する対応を行うこと

※保守の対応時間に記載する平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 1 日から同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで以外の日である。